

霧島市議会基本条例とは

霧島市議会では、平成21年10月28日に「霧島市議会基本条例」を制定しました。地方分権時代にふさわしい議会を実現することを目的として、議会の役割を果たすための基本的事項を定め、議会改革に取り組んでいます。9月定例会において、前文を追加するなど、一部改正を行いました。改めて、条例の内容とともに今回の改正点、条例に従い議会改革を行ってきた内容について紹介いたします。

議会のなぜ・何に
お答えします



前文の内容

霧島市議会（以下「議会」という。）は、市民から選挙で選ばれた霧島市議会議員（以下「議員」という。）で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた市長と並ぶ市民の代表機関である。二つの代表機関は、それぞれ異なる特性を活かして市民の信託に応える責任を負っており、二元代表制の実効性を高め、市民にとって最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。市民が自らの意思と責任で地域のことを決定することが地方自治の本旨であり、合議制の機関である議会は、多様な市民意思を市政へ的確に反映させるため、活発な討議により多様な観点から市政監視と政策提言を行うとともに、公平で公正、かつ、透明な議会運営を推進し、政策の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を市民に明らかにする役割も担っている。

近年の地方分権の進展に伴う権限移譲等により、霧島市の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、多様な市民意思を反映する議会が市民福祉の向上に果たすべき役割は、住民自治の充実を図るうえでますます重要になってきている。

このようなことから、議会の最高規範として本条例を制定した。我々は、この条例に定める議会としての議会運営の規範を遵守し、実践することにより、市民に信頼され、評価される議会を構築するものである。

第6条に次の1項を加える。

3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を高めるとともに、政策提案を拡大する。

第8条の2 議会は、二元代表制のもとでの議会の役割を果たすため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大に努める。

第10条中の「議案の審議及び審査に当たっては、議員相互間の議論を尽くすよう努める」を「会議において議案等を審議又は審査し、結論を出すに当たっては、議員又は委員相互間の自由討議を尽くして合意形成に努める」に改める。

第17条 議員は、市民全体の代表者として負託を受けた責務を正しく認識し、その倫理性を常に自覚して、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

2 議会は、議員報酬の改定を議員提案で行う場合においては、公聴会等の活用により、市民等の意見の聴取及び反映に努める。



霧島市議会基本条例

前文 ⇒ 今回、新たに追加（P5参照）

第1章 総則

- 第1条（目的）
- 第2条（定義）

第2章 議会及び議員の活動原則

- 第3条（議会の活動原則）
- 第4条（議員の活動原則）
- 第5条（会派）

第3章 市民と議会との関係

- 第6条（市民参加及び市民との連携）

第4章 議会と行政との関係

- 第7条（議員と市長等執行機関との関係）
- 第8条（議会審議における論点情報の形成）
- 第8条の2（議決事件の拡大）
- 第9条（予算及び決算における政策説明）

第5章 自由討議の保障

- 第10条（議会の討議）

第6章 委員会の活動

- 第11条（委員会の活動）

第7章 政務活動費

- 第12条（政務活動費の執行及び公開）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

- 第13条（議員研修の充実強化）
- 第14条（議会事務局の体制整備）
- 第15条（議会図書室の利用）
- 第16条（議会広報の充実）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

- 第17条（議員の政治倫理）
- 第18条（議員定数）
- 第19条（議員報酬）

第10章 最高規範性と見直し手続

- 第20条（最高規範性）
- 第21条（見直し手続）

主な条文の実行

第3条第1項第1号

第3条第1項第2号

- 【平成23年4月～】「議会報告会」の実施
- 【平成23年12月～】委員会録をホームページで公開
- 【平成23年12月～】議員ごとの表決結果をホームページで公開
- 【平成24年5月～】議員ごとの表決結果を議会だよりで公開
- 【平成24年9月～】ケーブルテレビによる議会の生中継開始
- 【平成24年9月～】インターネットの専用回線を通じ、各総合支所での議会生中継を配信
- 【平成24年9月～】議場システム改修により、議場内で採決結果を55型モニターへ表示
- 【平成25年5月～】「議会報告会」を「議員と語りかい」へ名称変更し、意見交換を充実
- 【平成25年6月～】議案内容をホームページで公開
- 【平成25年7月～】政務活動費執行状況をホームページで公開
- 【平成26年3月～】議会録画中継（一般質問）をYouTubeで公開
- 【平成26年5月～】議会だよりをスマホから簡単に閲覧可能とするため電子ブック化
- 【平成26年11月～】議会だよりにより一般質問を閲覧できる二次元コードを掲載
- 【平成27年7月～】政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しを情報公開コーナーで公開

第7条第1項第1号

- 【平成24年6月～】議案質疑の一問一答方式の運用開始

第7条第1項第2号

- 【平成24年6月～】反問権の運用開始

第7条第1項第3号

- 【平成24年4月～】会期中又は閉会中にかかわらず、市長等へ文書質問が可能

第7条第1項第4号

- 【平成25年10月～】議員が行う口頭要請に対し記録文書を作成

第10条

- 【平成23年9月～】委員会での「自由討議」の実施

第15条

- 【平成23年8月～】議会図書室にインターネット利用可能なパソコンを配備